

社会福祉法人 武芸会
通所介護事業・介護予防通所介護事業 寿和苑 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 武芸会が設置運営する通所介護事業所及び介護予防通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う通所介護及び介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員等の職員（以下「従業者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 老人デイサービスセンター寿和苑
2. 所在地 岐阜県関市武芸川町跡部1555番地の1
(特別養護老人ホーム寿和苑内)
3. 実施主体 社会福祉法人武芸会

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 (常勤・兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、円滑なるサービス提供に当るものとする。
2. 生活相談員 2名(常勤専従 1名・非常勤兼務 1名)
生活相談員は、施設サービス計画書を作成するとともに、利用者の自立生活、家族介護等の相談助言を行う。

3. 看護職員 2名（常勤専従 1名・非常勤兼務 1名）
看護職員は、利用者の身体上の療養に関する管理等を行うとともに、口腔機能が低下している方又は、おそれのある利用者に対して、口腔機能改善管理指導計画を作成し、心身の状態の維持又は向上に努める。
4. 介護職員 2名（常勤専従 1名・非常勤専従 1名）
介護職員は利用者の介護に関すること全般を行う。
5. 機能訓練指導員 1名（非常勤兼務 1名）
利用者の日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するため、個別機能訓練計画を作成し計画的に訓練を行う。
6. 管理栄養士 1名（常勤職員 併施設と兼務）
低栄養状態又は、そのおそれのある利用者に対し、栄養ケアマネジメント計画を作成し、栄養改善を行い心身の状態の維持又は、向上に努める。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 毎週月曜日から金曜日とする。ただし12月31日から翌年の1月3日までの内、3日間を休業日とする。
2. 営業時間 ①サービス提供時間：7時間
②営業時間帯：午前 9時10分から午後 4時20分までとする。
3. 受付業務 介護老人福祉施設特別養護老人ホーム寿和苑との連携により、24時間体制とする。
4. 積雪、凍結、暴風雨など利用者の送迎に困難を来たと見られる時は、送迎をしない。

（利用定員）

第6条 利用定員は、1日15人とする。

（通所介護及び介護予防通所介護の内容）

第7条 通所介護及び介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ（予防介護）

（通所介護計画の作成）

第8条 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載した通所介護計画（以下、計画という。）を作成し、計画的なサービス提供を行うものとする。

- ニ. 事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者またはその家族に対しその内容等について説明し同意を得るものとする。
- 三. 計画の作成に当っては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。
- 四. 事業所の従業者は、それぞれの利用者について、計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 この事業の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所介護及び介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときはその1割又は2割とする。

ニ. 法定代理受領サービス以外のサービスの利用料等については、次のとおりとする。

1. 食材料費 ・食 事 実費徴収
2. 生活介護用品 ・その他用品 別途理事長が定める
3. キャンセル料 ・利用予定日の迎え時にキャンセルされた場合については、
法定代理受領サービス費の半額

三. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護に要した交通費は、別途を徴収する。

(寿和苑より10kmを超えた場合は、1km当たり50円の実費とする。)

四. 事業に通常要する時間を超える通所介護であって、利用者の選定にかかわるものの提供に伴い必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものについては、事業所と利用者の合意により、利用者に請求できるものとする。

五. 前号に掲げるもののほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものについては、事業所と利用者の合意により、利用者に請求できるものとする。

六. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族から、現金又は銀行口座振込みにより指定期日までに受けることとする。

(事業実施地域)

第10条 この事業の通常の実施地域は関市武芸川町とする。

(事業の中止)

第11条 サービス提供時間の変更、若しくは事業中止の事由は次のとおりとする。

1. 急迫した事業が生ずる恐れのある場合
2. 気象条件・道路条件等により事業実施が困難な場合
3. その他前号に相当する理由が生じた場合又は、生ずる恐れのあると認める場合

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 サービス利用における利用者との契約時において、次の各号に留意してサービスを利用する旨を伝えられるものとする。

1. 利用者の健康管理については常に留意し、サービス利用日の前日には、利用の適否を確認すること。
2. 利用者の健康、その他の事由により、サービス利用予定日に利用できなくなった場合は、前日までに、その旨を管理者に必ず連絡すること。
3. 送迎、食事、入浴等に関しては、従業者の指示に従うこと。
(ただし、認知症や、著しい見当識障害等がある利用者を除く)
4. 故意に、施設を汚したり、設備または器物を破損しないこと。
管理者は、故意に破損及び汚損した場合は、修理・修繕にかかる費用を利用者等に請求することができるものとする。
5. 所持品には必ず氏名を明記し、衣服については上下別々に着脱できるものをできるだけ用意すること。

(緊急時等における対処方法)

第13条 利用者の健康管理に努めるとともに、緊急時には家族への連絡を速やかに行い生命の危機に係わる場合には、医療的処遇を円滑に行うため、利用者の主治医又は、社会福祉法人武芸会の協力医療機関との連携により緊急に対応する。

(非常災害対策)

第14条 社会福祉法人武芸会防火管理規定に定める防火管理業務をもって、災害震災、その他の災害から、サービス利用者の生命、身体の安全並びに財産を保護するものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲食に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 二. 事業所は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、または蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

- 第16条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、苦情解決要綱に基づいた措置を行う。
- 二. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
 - 三. 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う

(身体拘束廃止への取り組み)

第17条 利用者に対し、身体拘束をしてはならない。但し、やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会の承認をもって行う。

(サービス提供記録と整備)

- 第18条 サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該事業所について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録する。
- 二. 従業者、設置及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 三. 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

- 第19条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が別に定める。

付 則

- この規程は、平成20年 2月1日から実施する。
この規定は、平成21年 4月1日から実施する。
この規定は、平成25年 8月1日から実施する。
この規定は、平成26年10月1日から実施する。
この規程は、平成27年 5月1日から実施する。
この規程は、平成27年 8月1日から実施する。